

令和 5 年 海 事 代 理 士 試 験  
筆 記 試 験 問 題

1 時 限 目 ( 1 0 : 1 5 ~ 1 1 : 1 5 )

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法

## 令和5年 1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける□を有する。
- (2) すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、□されない。
- (3) 国会は、国権の□であつて、国の唯一の立法機関である。
- (4) 衆議院議員の任期は、□とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。
- (5) 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、□以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次の(ア)～(オ)について、正しい場合は○を、誤っている場合には×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- (ア) 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の一以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- (イ) 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。
- (ウ) 憲法第二十二条第二項は、外国に移住する自由を保障しているが、他方、外国へ一時旅行する自由までも含むものではないため、憲法十三条において幸福追求の権利の一部をなすものとして保障されるところなのが判例である。
- (エ) 新聞紙に謝罪広告を掲載することを命ずる判決は、その広告の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明する程度のものであつても、憲法第十九条に違反する。
- (オ) 前科及び犯罪経歴(以下「前科等」という。)は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する。

## 令和5年 2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(5点)
- (1) 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、□の請求により、失踪の宣告をすることができる。
  - (2) 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによって消滅する。ただし、占有者が□を提起したときは、この限りでない。
  - (3) 抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の□年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨げない。
  - (4) 養子となる者が□歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。
  - (5) 受任者は、委任の本旨に従い、□の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。
2. 法令の規定を参照した次の(ア)～(オ)について、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)
- (ア) 取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。
  - (イ) 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであったときは、その責任を負わない。
  - (ウ) 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。
  - (エ) 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。
  - (オ) 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

### 令和5年 3. 商法

1. 次の文章は商法の条文である。[ ]に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(5点)
- (1) 船長は、[ ]を船内に備え置かなければならない。
  - (2) 船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買取することを請求することができる。
    - 一 新たな航海（船舶共有者の間で予定されていなかったものに限る。）をすること。
    - 二 船舶の[ ]をすること。
  - (3) 船長は、遅滞なく、航海に関する重要な事項を[ ]に報告しなければならない。
  - (4) 運送人は、[ ]の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。
  - (5) 船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分（以下この章において「共同危険回避処分」という。）によって生じた損害及び費用は、[ ]とする。
2. 法令の規定を参照した次の(ア)～(オ)について、正しい場合は○を、誤っている場合には×を、解答欄に記入せよ。(5点)
- (ア) 船舶所有者は、船舶法の定めるところに従い、登記をし、かつ、船舶国籍証書の交付を受けなければならないが、これは、総トン数二十トン未満の船舶についても適用される。
  - (イ) 船舶の抵当権は、その属具には及ばない。
  - (ウ) 船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意が必要ではない。
  - (エ) 船舶管理人は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する一切の事項を記載しなければならないが、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行わなければならないが、各船舶共有者の承認は必要ない。
  - (オ) 船長は、やむを得ない事由により自ら船舶を指揮することができない場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、自己に代わって船長の職務を行うべき者を選任することができる。この場合において、船長は、船舶所有者に対してその選任についての責任を負わない。

## 令和5年 4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる法令として適当なものを、以下の選択肢ア～カの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 地方運輸局の設置について規定する法令
- (2) 神戸運輸監理部の所掌事務を規定する法令
- (3) 運輸支局の名称及び位置を規定する法令

### 【選択肢】

- ア 国土交通省設置法      イ 国土交通省組織令      ウ 国土交通省組織規則  
エ 地方運輸局組織令      オ 地方運輸局組織規則      カ 運輸監理部組織規則

2. 次の文章について、正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は解答欄に×を記入せよ。(4点)

- (1) 国土交通省海事局において、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務を所掌しているのは、安全政策課である。
- (2) 国土交通省海事局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、海技課である。
- (3) 地方運輸局において、港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務を所掌しているのは、海事振興部又は海事部である。
- (4) 地方運輸局において、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務を所掌しているのは、海上運送部又は海事部である。

3. 次の文章について、に当てはまる適切な語句を、以下の選択肢ア～シの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 三重県を管轄する地方運輸局の名称は、運輸局である。
- (2) 北陸信越運輸局の管轄区域は、新潟県、富山県、及び長野県である。
- (3) 海事事務所は、全国に計箇所ある。

### 【選択肢】

- ア 中部      イ 近畿      ウ 中国      エ 四国      オ 山形県  
カ 群馬県      キ 石川県      ク 福井県      ケ 9      コ 19  
サ 29      シ 39

令和 5 年 海 事 代 理 士 試 験  
筆 記 試 験 問 題

2 時 限 目 ( 1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0 )

5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

## 令和5年 5. 船員法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、1つの語句につき選択出来るのは2回までとする。(9点)

- (1) この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び□ア並びに□イをいう。
- (2) この法律に規定する「港のみを航行する船舶」の港の区域は、□ウに基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。
- (3) 船長は、国土交通省令の定めるところにより、□エに船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいないかを検査しなければならない。
- (4) 船員の1日当たりの労働時間は原則として□オ時間以内、1週間当たりの労働時間は、基準労働期間について原則として平均□カ時間以内である。
- (5) 船舶所有者は、船員の労働時間及び休息时间並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載した記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務管理に関する事項であって国土交通省令で定めるものを管理させるため、□キを選任しなければならない。
- (6) 船舶所有者が、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員に与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務6箇月について□ク日であり、原則連続した勤務3箇月を増すごとに□ケ日計上される。

### 【語群】

- |                       |                       |                       |       |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------|
| ①. 船員労務官              | ②. 出港前                | ③. 10                 | ④. 海員 |
| ⑤. 予備船員               | ⑥. 港湾法 (昭和25年法律第218号) | ⑦. 労務管理責任者            |       |
| ⑧. 勤務管理員              | ⑨. 発航前                | ⑩. 職員                 | ⑪. 事前 |
| ⑫. 3                  | ⑬. 5                  | ⑭. 8                  | ⑮. 部員 |
| ⑯. 14                 | ⑰. 15                 | ⑱. 港則法 (昭和23年法律第174号) |       |
| ⑲. 40                 | ⑳. 72                 | ㉑. 運航管理者              | ㉒. 20 |
| ㉓. 海岸法 (昭和31年法律第101号) | ㉔. 機関長                |                       |       |

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(8点)

- (1) 船長は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。
- (2) 船舶所有者は船員に与える休息時間を1日について2回に分割して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を6時間以上としなければならない。
- (3) 有給休暇を与えるべき時期及び場所については、船長と船員との協議による。
- (4) 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。
- (5) 船舶所有者は、いかなる場合においても妊娠中の女子を船内で使用してはならない。
- (6) 国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関して船員法又は船員法に基づく命令に違反したときは、救命艇手適任証書の返納を命ずることができ、返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。
- (7) 船舶所有者は、船員法、労働基準法、船員法に基づく命令、労働協約、就業規則等を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。
- (8) 船舶所有者は、船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したときに該当する場合には国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

3. 船員法第1条第2項で規定する同法の適用を受けない船舶について、どのような船舶が該当するか、3つ挙げよ。なお、解答に際し、同項各号に掲げる船舶の区分ごとに挙げられるものは1つまでとする。(3点)



## 令和5年 6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 何人も、その能力及びその有するア若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格に応じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる。
- (2) この法律で「船員労務供給」とは、イ契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを含まないものとする。
- (3) 求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、ウその他の労働条件を明示しなければならない。
- (4) 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係るエを作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (5) この法律に違反して国土交通大臣に船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算してオを経過しない者は、船員派遣事業の許可を受けることができない。

### 【語群】

1. 提供	2. 許可	3. 雇用区分	4. 雇用形態	5. 任命
6. 雇用	7. 帳簿書類	8. 認可	9. 2年	10. 損益計算書
11. 労働組合	12. 3年	13. 事業報告書	14. 承認	15. 資格
16. 派遣	17. 5年	18. 供給	19. 免許	20. 登録
21. 免状	22. 事業調書	23. 労働時間	24. 10年	25. 会計報告

2. 次の(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 無料の船員職業紹介事業を行う者は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
イ. 無料の船員職業紹介事業を行う学校の長は、当該学校の職員のうちから、船員職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代わってその業務を行わせることができる。
- (2) ア. 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から3年を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。  
イ. この法律で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。
- (3) ア. 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。  
イ. 船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) ア. 船員派遣元事業主は、その雇用する船員であつて、派遣船員として雇用した船員以外のものを新たに船員派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示し、その同意を得なければならない。  
イ. 船員派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。
- (5) ア. 無料の船員労務供給事業の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。  
イ. 無料船員職業紹介許可事業者の従業者は、いかなる名義でも船員職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

【選択肢】

1. ア-○ イ-○	2. ア-○ イ-×	3. ア-× イ-○	4. ア-× イ-×
------------	------------	------------	------------

## 令和5年 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の及び等を定め、もって船舶のを図ることを目的とする。
- (2) 国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、操縦免許を受ける者の操縦のに応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、大きさ又は推進機関の出力についてのを行うことができる。
- (3) 以前に海技士であった者は、の効力が失われた日から起算して、年間は、以前にを受けた資格と同一の資格についての海技試験を受けるに必要な乗船履歴を有する者と見なす。
- (4) 操縦試験の申請は、同時に二つ以上の種別の操縦試験について行うことができないが、小型船舶操縦士試験とその他の種別の一の操縦試験の申請については同時に行うことができる。
- (5) 船舶所有者は、以外の船舶には、歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。
- (6) 小型船舶操縦者は、飲酒、の影響その他の理由によりができない恐れがある状態で小型船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない

2. 海技免状の有効期間の更新の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(6点)

海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状の有効期間が満了する日以前以内に、申請書に次に掲げる書類等を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ① 海技士身体検査証明書（申請日以前以内ににより受けた検査の結果を記載したものをいう。）又は（申請日以前以内に海技士試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。）
- ② 次のいずれかの書類
- ・乗船履歴を有する事を証明する書類

- ・乗船履歴を有する者と「オ」の知識及び経験を有することについて認定を受けた者であることを証明する書類
- ・「カ」の課程を修了したことを証明する書類

3. 次の条件下において、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる期間を解答欄に記入せよ。この際、下記中①～④の履歴について、合算したものを解答するものとする。なお、下記中に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。(2点)

(条件)

令和5年9月1日を試験開始期日とする三級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けようとするに当たり、令和5年9月1日時点で年齢が38歳であり、以下の①～④のみ経験を有している。

- ①19歳から21歳までの間に、機関部の機関当直部員として、総トン数30トンかつ出力425キロワットの推進機関を有する乙区域内において従業する漁船に乗り組み、機関の運転に関する職務を1年行った履歴
- ②24歳から27歳までの間に、機関部の機関当直部員として、総トン数149トンかつ出力750キロワットの推進機関を有する近海区域を航行区域とする船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を9月行った履歴
- ③四級海技士(機関)の資格についての海技免許を受けた後、29歳から31歳までの間に、総トン数2,400トンかつ出力1,499キロワットの推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、二等機関士の職務を10月行った履歴
- ④33歳から35歳までの間に、総トン数499トンかつ出力1,200キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶に乗り組み、一等機関士の職務を6月行った履歴

【参考】

三級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けるために必要な乗船履歴

船 舶	期 間	資 格	職 務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	三年以上		機関の運転
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力千五百キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の近海区域若し</li> </ul>	二年以上	四級海技士(機関)	機関士(一等機関士を除く。)

<p>くは遠洋区域を航行区域とする船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力機関七百五十キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・出力七百五十キロワット以上の推進機関を有する丙区域内で従業する漁船</li> <li>・総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	一年以上	四級海技士（機関）	機関長又は一等機関士

令和 5 年 海 事 代 理 士 試 験  
筆 記 試 験 問 題

3 時 限 目 ( 1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 4 0 )

8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

## 令和5年 8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(10点)

※(6)については、順不同

- (1) 海上運送法は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益をするとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もってを増進することを目的とする。
- (2) 海上運送法において「海上運送事業」とは、事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。
- (3) 海上運送法において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。
- (4) 一般旅客定期航路事業者がその事業計画をしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定めるな事項に係るについては、この限りでない。
- (5) 一般旅客定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をしてはならない。
- 一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
  - 二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
  - 三 当該運送が海上運送法第九条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。
- (6) 一般旅客定期航路事業者は、その事業をし、又はしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、又はの日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

- (7) 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又はコを取り消すことができる。
- 一 海上運送法若しくは海上運送法に基づく処分又はコ若しくは認可に付した条件に違反したとき。
  - 二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）又は船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）の規定に違反したとき。
  - 三 正当な理由がないのにコ又は認可を受けた事項を実施しないとき。
  - 四 海上運送法第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。



## 令和5年 9. 港湾運送事業法

1. 次の(1)～(5)のそれぞれにおける法令の規定を参照した①及び②の文章の正誤について、正しい組み合わせを選択肢ア～エから選び、解答欄に記入せよ。(5点)

(1) ① 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である場合は、港湾運送事業の許可を受けることができない。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(2) ① 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び都道府県ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(3) ① 許可又は認可には、条件又は期限を付すことはできない。

② 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(4) ① 国土交通大臣は、港湾運送事業者が正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しない場合は、3月以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。

② 港湾運送事業法第4条の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(5) ① 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をすることができる。

② 法人であって、その役員のうち営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がいる場合、港湾運送事業の許可を受けることはできない。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

2. 次の(1)～(5)は、港湾運送事業法に関する文章である。□に入る適切な法令上の語句を下欄の語群の中から一つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) □ア事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業をいう。

(2) 国土交通大臣は、港湾運送事業法第9条第2項又は第21条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令(検数事業等に係るものを除く。)をしようとするときは、当該□イの意見を聴かなければならない。

(3) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について□ウその他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その

他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 国土交通大臣は、**エ** その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、かつ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、港湾運送事業法第15条の規定にかかわらず、港湾運送事業者を指定して、国土交通大臣の指定した貨物の取扱又は運送をするよう命ずることができる。

(5) 一般港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、**オ** **カ**を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

**【語 群】**

- |   |
|---|
| ①港湾運送関連事業 ②検数 ③鑑定 ④検量<br>⑤公益 ⑥港湾運送の秩序 ⑦利用者の利便 ⑧災害の救助<br>⑨関係都道府県 ⑩関係市町村 ⑪港湾管理者 ⑫港湾運送約款 |
|---|

## 令和5年 10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。  
(10点)

- (1) 内航海運業法において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上におけるの運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。
- 一 のみをもつて運転し、又は主としてをもつて運転する舟
  - 二 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項の漁船
- (2) 内航海運業の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 営業所の名称及び位置
  - 三 使用する船舶の名称、船種、その他国土交通省令で定める事項
  - 四 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- (3) 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航運送をする内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
  - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理のに関する事項
  - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
  - 四 安全統括管理者（内航運送をする内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
  - 五 （内航運送をする内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

- (4) 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。
- 一 内航海運業法の規定若しくは内航海運業法の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付したに違反したとき。
  - 二 内航海運業法第六条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定に該当することとなつたとき。
  - 三 事業に関し不正な行為をしたとき。
- (5) 国土交通大臣は、内航海運業者が安全管理規程を遵守していないことその他の事由によりその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めての改善、輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (6) 国土交通大臣は、内航海運業法の施行に必要な限度において、内航海運業者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件をさせることができる。
- (7) 内航海運業法の規定は、もつぱら、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

令和5年 11. 港則法

1. 次の文章は港則法の条文である。[ ]内に入る適切な語句（同法において使用されているものに限る。）を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、選択肢は複数回使用してもよい。

(3点)

第一条 この法律は、[ ア ]における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

第四条 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、[ イ ] [ ]の定めるところにより、[ ウ ]に届け出なければならない。

【語群】

- |         |     |         |        |
|---------|-----|---------|--------|
| ①政令     | ②湾内 | ③海上保安官署 | ④港則法   |
| ⑤国土交通省令 | ⑥港内 | ⑦告示     | ⑧法律    |
| ⑨港長     | ⑩港湾 | ⑪都道府県知事 | ⑫港湾管理者 |

2. 次の①～⑥に掲げる港則法の規定のうち、正しいものを3つ選び、番号を解答欄に記入せよ。

(3点)

- ① 特定港内において停泊する船舶については、そのトン数又は積載物により定められた区域に停泊することが義務付けられている。
- ② 帆船が港内において帆走する場合は、周囲に警戒船を配置することが義務付けられている。
- ③ 国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港においては、総トン数500トン以下の船舶は、航行する全ての船舶の進路を避けることが義務付けられている。
- ④ 特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をする場合は、港長の許可を受けなければならない。
- ⑤ 港内又は港の境界外10,000メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはいけない。
- ⑥ 特定港内の国土交通省令に定める航路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のために行う信号に従わなければならない。

3. 次の文章群(1)～(4)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(4点)

(1)

- ① 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- ② 特定港以外の港で工事又は作業を行う場合は、当該工事又は作業を行う港を管轄する管区海上保安本部の事務所であって、国土交通省令で定めるものの長の許可を受ける必要がある。

(2)

- ① 特定港において船舶の修繕を行う場合は、港長の許可を受けなければならない。
- ② 特定港内において修繕中の船舶は、港長の指定する場所に停泊してはならない。

(3)

- ① 港長は、船舶交通の安全のために必要があると認めるときは、特定港内において航路又は船種を指定して、船舶の交通を制限又は禁止することができる。
- ② 特定港以外の港においては、海上保安庁長官により航路又は船種を指定して、船舶の交通を制限又は禁止し、制限又は禁止の期間を公示することとなっている。

(4)

- ① 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。
- ② 港則法における爆発物その他の危険物の種類は、国土交通省令において定められている。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

令和5年 12. 海上交通安全法

1. 次の文章は海上交通安全法の条文である。[ ]内に入る適切な語句（同法において使用されているものに限る。）を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、選択肢は複数回使用してもよい。

(4点)

第二条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として [ ] ア [ ] で定める海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 [ ] イ [ ] 船舟類をいう。

二 巨大船 長さ [ ] ウ [ ] メートル以上の船舶をいう。

三 [ ] エ [ ] 次に掲げる船舶をいう。

イ 漁ろうに従事している船舶

ロ 工事又は作業を行つているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの

3・4 (略)

【語群】

①作業船等

②国土交通省令

③百八十

④水上輸送の用に供する

⑤法律

⑥海上衝突予防法に定める

⑦二百

⑧操縦性能制限船等

⑨政令

⑩海上輸送に従事する

⑪告示

⑫漁ろう船等

⑬百五十

⑭工事作業船等

⑮海上におけるすべての

⑯二百五十

⑰海上衝突予防法

⑱その他の船舶

2. 次の文章①～⑦のうち、正しいものを3つ選び、解答欄に記入せよ。

(3点)

① 航路外から航路に入ろうとする船舶と航路をこれに沿って航行している船舶が衝突するおそれがある時は、海上衝突予防法第15条に規定する横切り船の航法に基づき、他の船舶を自船の右げん側に見る船舶が、当該他の船舶の進路を避けなければならない。

② 長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。ただし、海難



を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- ③ 伊良湖水道航路をこれに沿って航行する船舶は、できる限り、航路の中央から右の部分を航行しなければならない。
- ④ 海上保安庁長官は、船舶の沈没による船舶交通の障害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、国土交通省令により、期間を定めて、当該海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を制限することができる。
- ⑤ 明石海峡航路を航行しようとする長さ130メートルの船舶の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の前日正午までに、船舶の名称等を通報しなければならない。
- ⑥ 国土交通省令に定める行為を除き、航路において工事をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- ⑦ 総トン数3,000トンのばら積みの高压ガスで引火性のあるものを積載した船舶は、危険物積載船に該当することから、夜間にあつては毎分180回以上から200回以下のせん光を発する紅色の全周灯1個を表示しなければならない。

3. 次の文章群(1)～(3)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(3点)

(1)

- ① 備讃瀬戸北航路を航行する国土交通省令に定める長さ以上の船舶は、同航路を東に向かって航行しなければならない。
- ② 来島海峡航路においては、船舶が潮流に乗って航行する場合(順潮流の場合)は中水道を航行することとし、潮流に逆らって航行する場合(逆潮流の場合)は西水道を航行しなければならない。ただし、来島海峡航路を航行中に転流があつた場合又は西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする若しくは同水道から来島海峡航路に入って西水道を航行しようとする場合は、この限りではない。

(2)

- ① 浦賀水道航路において、視程が1,000メートル以下の状態となり、海上保安庁長官により航路外での待機の指示がなされた場合、長さ160メートル以上の船舶は同航路外で待機しなければならない。
- ② 浦賀水道航路をこれに沿って航行する船舶は、同航路の全区間において速力12ノ

ットを超える速力で航行してはならない。

(3)

- ① 台風、津波その他の異常な気象又は海象により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため、海上保安庁長官は、特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして政令で定める海域において情報の提供を行うこととしている。
- ② 大阪湾において海上保安庁長官が非常災害発生周知措置をとった場合に、長さ50メートル以上の船舶は、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、非常災害の発生の状況に関する情報等国土交通省令に定めるところにより提供される情報を聴取しなければならない。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

令和5年 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 廃棄物の排出に常用する船舶として登録を受けた船舶についての登録事項に変更があったとき、又は廃棄物の排出に常用しなくなったときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を□アに届け出なければならない。
- (2) 全長□イメートル以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）の船舶所有者は、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない。なお、国際航海に従事する□ウにあつては、当該掲示に英語、フランス語又は□エの訳文を付さなければならない。
- (3) 近海区域を航行区域とする船舶についての海洋汚染等防止証書の有効期間は、□オ年とする。

【語群】

① 3	② 5	③ 6
④ 10	⑤ 12	⑥ 15
⑦ 船舶	⑧ 旅客船	⑨ タンカー
⑩ 中国語	⑪ アラビア語	⑫ スペイン語
⑬ 国土交通大臣	⑭ 環境大臣	⑮ 海上保安庁長官

2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 船舶を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の問いに対して、正しいものを次の選択肢から1つ記入せよ。(2点)

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第二号に定義される油にあてはまるものは次のうちどれか。

- ①オリーブ油 ②アスファルト ③ヘキサンとオクタンを1:1で調合した混合物
- ④醤油 ⑤コールタール

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に定義される廃棄物は次のうちどれか。

- ①海底土砂を採取する際にバケットからこぼれ落ちたもの
- ②使い終わった潤滑油
- ③船体動揺により海中に没し、回収不能となった携帯電話
- ④船底にたまったビルジ
- ⑤熟成させる目的で海底下に埋めている味噌瓶

令和5年 14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

1. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章中の[ ]に入る適切な語句（同法において使用されているものに限る。）を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（5点）

(1) この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の航行の規制に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって[ア]を確保することを目的とする。

(2) はいかい等とは、気象、海象、[イ]の状況、進路前方の障害物の有無その他周囲の事情に照らして、船舶の航行において通常必要なものとは認められない進路又は速力による進行をいう。

(3) 外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港、[ウ]をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの[エ]の事務所に通報しなければならない。ただし、[ウ]をさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(4) 船長等とは、船長又は船長に代わって船舶を[オ]者をいう。

【語群】

- |         |            |             |
|---------|------------|-------------|
| ① 航行の安全 | ② 無害でない航行  | ③ 付近        |
| ④ 指揮する  | ⑤ 海事局      | ⑥ 領海等の安全    |
| ⑦ 安全    | ⑧ 航行の用に供する | ⑨ 目的港       |
| ⑩ はいかい等 | ⑪ 海上保安庁    | ⑫ 停留等又は通過航行 |
| ⑬ 管理する  | ⑭ 運輸局      | ⑮ 海域        |
| ⑯ 最寄りの港 | ⑰ 船舶交通     | ⑱ 漂泊        |
| ⑲ 操船する  | ⑳ 錨泊       |             |

2. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往來を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。
- (2) 外国船舶の船長等がしなければならない通報は、当該外国船舶の所有者又は船長等若しくは所有者の代理人もすることができる。
- (3) 法第五条第一項の規定による通報は、必ず無線通信により行わなければならない。
- (4) 外国船舶の船長等は、領海等において、いかなる場合においても、当該外国船舶に停留等を伴う航行をさせてはならない。
- (5) 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が停留等を伴う航行をさせているなど法第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができる。

令和5年海事代理士試験  
筆記試験問題

4時限目（15：00～16：30）

15. 船舶法
16. 船舶安全法
17. 船舶のトン数の測度に関する法律
18. 造船法
19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等  
に関する法律
20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

## 令和5年 15. 船舶法

1. 次の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。[ア]～[コ]に入る適切な語句（同法・同細則において使用されているものに限る。）又は数字を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス
- 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶
  - 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
  - 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル[ア]ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ[イ]ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
  - 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- (2) 日本船舶ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲ケ又ハ之ヲ[ウ]セシムルコトヲ得ス
- (3) 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船籍港、番号、[エ]、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ[オ]スルコトヲ要ス
- (4) 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ[カ]ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ[キ]内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ毀損シタルトキ亦同シ
- (5) 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ[ク]ハ其地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
- (6) 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ[ケ]ヲ超ユルコトヲ得ス
- (7) 船舶国籍証書ノ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ[コ]スヘシ

2. 次の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。[A]～[E]に入る適切な記号を語群から選び、解答欄に記入せよ。（5点）

- (1) 第四条乃至前条ノ規定ハ[A]ノ船舶及ヒ[B]其他櫓樞ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓樞ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス



- (2) 船籍港ハ当該船舶所有者ノ  C  ニ之ヲ定ムヘシ但  C  カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該当セサル場合其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス
- (3) 機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ  D  ト看做ス  
主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ  E  ト看做ス

<語群> a:住所 b:管海官庁 c:乗船地 d:造船地 e:帆船 f:五トン以上  
g:百トン未満 h:小型 i:端舟 j:日本 k:船籍港 l:機関船  
m:総トン数二十トン未満 o:事務所 p:汽船 q:浚渫船  
r:船の長さ二十四メートル未満

3. 次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。  
(5点)

- (1) 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日は、船舶国籍証書の交付を受けた日の翌日または前回の検認を受けた日の翌日から総トン数100トン以上の鋼船は4年、総トン数100トン未満の鋼船は2年、木船は1年を経過した後である。
- (2) 日本船舶の船名を変更した場合は、船舶所有者がその事実を知った日から2週間以内に変更の登録をしなければならない。
- (3) 船舶所有者の名称に変更があった場合は、変更の登記をした後、登記事項証明書を添付して、管海官庁に変更の登録を申請しなければならない。
- (4) 仮船舶国籍証書は、その効力を失ったとき又は船舶国籍証書の交付を受けたとき、遅滞なく最寄りの管海官庁に返還しなければならない。
- (5) 日本船舶の存否が3ヶ月間不明となったときは、船舶所有者はその事実を知った日から2週間以内に抹消の登録を申請しなければならない。

## 令和5年 16. 船舶安全法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句（同法で使用されているものに限る。）を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且アノ安全ヲ保持スルニ必要ナルイヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) 管海官庁ハ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハ其ノ航行区域（漁船ニ付テハウ）、最大搭載人員、エ及満載吃水線ノ位置ヲ定メ船舶検査証書及オ（小型船舶ニ限ル）ヲ交付スベシ
- (3) 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテカヲ置キタルトキハ之ヲカニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲキニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス
- (4) 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムルク又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタルケノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査（コ検査）

2. 次の記述について、正しい場合は○を、誤っている場合は×を回答欄に記入せよ。（10点）

- (1) 「船齢」とは、船舶の進水の年月から経過した期間をいう。
- (2) 運送人員6人の櫓櫂のみで運転する舟は船舶安全法は適用されない。
- (3) 「旅客船」とは12人以上の旅客定員を有する船舶をいう。
- (4) 国際航海に従事せず、沿海区域を航行区域とする推進機関を有しない長さ15メートルの帆船は船舶安全法が適用される。
- (5) 平水区域を航行区域とする長さ30メートルの旅客船の船舶所有者は製造する本法施行地において、製造検査を受けなければならない。
- (6) 国際航海に従事しない船舶の最大とう載人員については、12歳の者は2人をもって1人に換算する。
- (7) 沿海区域を航行区域とする長さ24メートル以上の船舶は満載喫水線を標示しなければならない。
- (8) 旅客船が船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査に合格した場合、その船舶検査証書の有効期間は交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して5年を経過する日までの間となる。
- (9) 定期検査を初めて受ける場合、検査申請者が管海官庁に提出しなければならない書類に製造仕様書が含まれている。
- (10) 沿海区域を航行区域とする船舶の船舶検査証書の有効期間は5年である。

## 令和5年 17. 船舶のトン数の測度に関する法律

船舶のトン数の測度に関する法律に関する文章のうち、～に入る適切な語句を下の語群（同法において使用されているものに限る。）から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約を実施するとともに、海事に関するを確保するため、船舶のトン数の及び国際トン数証書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) この法律において「国際トン数証書」とは、国際総トン数及びを記載した証書であつて、この法律の規定に基づきに従事する長さ以上の日本船舶について交付されるものをいう。
- (3) は、我が国における海事に関する制度において、船舶のを表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (4) は、又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (5) 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
  - 二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。
  - 三 船舶の存否が不明になつたとき。
  - 四 船舶がに従事する船舶でなくなつたとき。
  - 五 船舶が長さ以上の船舶でなくなつたとき。

### 【語群】

1. 十五メートル	2. 二十四メートル	3. 三十六メートル
4. 人命の安全	5. 輸送の安全	6. 制度の適正な運営
7. 遠洋航路	8. 国際航海	9. 本邦の各港間の航路
10. 純トン数	11. 総トン数	12. 載貨重量トン数
13. 排水トン数	14. 二週間	15. 三十日間
16. 三箇月間	17. 一年間	18. 三年間
19. 船員	20. 機関	21. 旅客
22. 大きさ	23. 重量	24. 長さ
25. 測度	26. 計量	27. 検査

## 令和5年 18. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な法律上の語句を解答欄に記入せよ。

(6点)

(1) 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製船舶の製造又は□ア□をすることができる造船台、ドック又は□イ□を備える船舶の製造又は□ア□の施設を新設し、□ウ□、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(2) 国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する申請があったときは、施設の新設等又は設備の新設等の許可をしなければならない。

一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは□エ□することによって日本経済として適正な造船能力を超えることとならないこと。

二 当該施設を新設し、□ウ□、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは□エ□することによって、当該造船事業の経営が我が国における造船事業の□オ□を阻害するような競争を引き起こすおそれがないこと。

三 当該施設を新設し、□ウ□、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは□エ□しようとする者の技術的及び□カ□基礎が確実であること。

2. 造船法及び造船法施行規則の規定内容について述べた次の(1)～(4)の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(4点)

(1) 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上のものの製造をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から二月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。

(2) 国土交通大臣の許可を受けずに、総トン数五百トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を新設した者は、三十万円の罰金に処される。

(3) 総トン数三千トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を所有し、鋼製の船舶の製造事業を営んでいる者は、四半期ごとに、生産状況報告書を提出しなければならない。

(4) 事業廃止の届出書は、事業の廃止の日から二月以内に提出しなければならないが、設備使用廃止報告書は、当該設備の使用を廃止する前にあらかじめ提出しなければならない。

令和5年 19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の  に入る適切な語句（同法（・同施行規則）において使用されているものに限る。）又は数字を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) 国際航海日本船舶とは、国際航海を行う日本船舶のうち、  ア  又は総トン数が  イ  トン以上の  ア  以外のものである。
- (2) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る  ウ  （当該国際航海日本船舶に係る  エ  装置等の設置に関する事項、  オ  措置の実施に関する事項、  カ  の選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、  キ  の実施に関する事項及び船舶  ク  簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る  エ  装置等の設置に関する事項、  オ  措置の実施に関する事項、  カ  の選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、  キ  の実施に関する事項及び船舶  ク  簿の備付け並びに  ウ  の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う  ケ  を受けなければならない。
- (4)  ウ  の承認を受けようとする者は、  ウ  承認申請書（第一号様式）を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては  コ  所在地官庁に、提出しなければならない。

## 令和5年 20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

次の船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に関する文章中、～  
に入る適切な語句（同法で使用されているものに限る。）を下のから選び番号を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための国際条約の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶のに有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びそのによる承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者のの確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。
- (2) この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であっての水域において航行の用に供されるものをいう。
- (3) この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている又は設置されている設備に含まれる有害物質の及び量が国土交通省令に定めるところにより記載された図書をいう。
- (4) この法律におけるは、国土交通大臣、及び環境大臣とする。
- (5) 有害物質一覧表確認証書の有効期間は、である。一方、再資源化解体準備証書の有効期間は、である。

1. ワシントン	2. ベトナム	3. 香港
4. 船長	5. 船舶所有者	6. 製造者
7. 船級協会	8. 経済産業大臣	9. 特命担当大臣
10. 外務大臣	11. 厚生労働大臣	12. 主務大臣
13. 安全	14. 生命及び身体	15. 安全及び健康
16. 日本国領海	17. 海岸から20海里	18. 日本国領海等以外
19. 材質	20. 種類	21. 形状
22. 価格	23. 量	24. 材料
25. 鋼材	26. 28日	27. 30日
28. 二月	29. 三月	30. 一年
31. 三年	32. 五年	33. 無期限